

IAS 第 33 号改訂公開草案 「1 株当たり利益の簡素化」の概要

- 国際会計基準審議会（IASB）は 2008 年 8 月 7 日に、公開草案「1 株当たり利益の簡素化－IAS 第 33 号の改訂案」（以下「ED」）を公表した。コメント期限は 2008 年 12 月 5 日とされている。
- 米国財務会計基準審議会（FASB）側からも同日に、（改訂）公開草案「1 株当たり利益－FASB 財務会計基準書（SFAS）第 128 号の改訂」が公表されている。

改訂の目的

- 1 株当たり利益（EPS）計算の簡素化及び IASB・FASB の既存の差異のうち、短期的に解消可能な差異についてコンバージェンスを行う。
- 主に EPS 計算における分母の改正を行う。
- 負債と資本 PJ、財務諸表の表示 PJ に関連する内容については扱わない。

改訂案の概要

1. 基本的 EPS

(1) 基本的 EPS の計算に含める金融商品を判断するための原則を定める

- ・ 所有者に当期の損益に対する現在の取り分を与える（又は与えるとみなされる）普通株式のみを発行済普通株式の加重平均株式数の計算に含める。
- ・ 具体的には以下の金融商品が含まれる。
 - (a) 普通株式
 - (b) 他の種類の普通株式の配当率とは異なるが優先権又は上位権の付いていない種類の普通株式
 - (c) 参加型金融商品
 - (d) 現金又はその他の対価を全く又はほとんど必要とせずに現在発行可能となる普通株式（普通株主と共に当期の損益に対する取り分を有しているとみなされる。金融商品の所有者が現在、普通株主になる能力を有している場合には、普通株式は現在発行可能となる。）
- ・ この結果、強制的転換型金融商品及び条件付発行可能株式が上記の条件を満たさない場合は、EPS 計算に含まれなくなる。

(2) 現金又はその他の金融商品に対価として自社の株式を買い戻すため総額現物決済となる契約の取扱いの明確化

- ・ 現金又はその他の金融商品に対価として自社の株式を買い戻すため総額現物決済となる契約は、企業がすでに株式を買い戻しているかのように取扱い、EPS 計算の分母から

当該株式を除外する。

- ・ EPS 計算にあたり、企業は当該株式に係る配当を契約の償還金額の現在価値に関する金融商品に配分するため、当該負債は参加型金融商品であり、２種方式を適用する。
- ・ ただし、買い戻す株式に対して支払われた配当を所有者が企業に払い戻さなければならない場合は、当該負債は参加型金融商品に該当しない。
- ・ 強制的償還可能普通株式にも同様の原則を適用する。

２．希薄化後 EPS

（１）損益を通じて公正価値で測定される金融商品の取扱い

金融商品が損益を通じて公正価値で測定される場合、公正価値の変動は、金融商品が当該期間における現行の株主に及ぼす経済的影響を反映しているため、EPS 計算の分子に当該変動が盛り込まれる。したがって、損益を通じて公正価値で測定される金融商品（又は複合金融商品のデリバティブ部分）については希薄化後 EPS 計算における分子又は分母を調整しない。

（２）自己株式方式の改訂

損益を通じて公正価値で測定されないオプション、ワラント及びその同等物に関する希薄化後 EPS の計算方法（自己株式方式）について、以下の改訂を行う。

- （a）オプション、ワラント及びその同等物が行使されたと仮定することにより生じる普通株式は、期中平均市場価格ではなく、期末時点の市場価格で発行されたとみなす。
- （b）行使により払い込まれると仮定される入金額に、オプション、ワラント及びその同等物の負債（損益を通じて公正価値で測定されるものを除く）の期末帳簿価額を含める。¹

（３）参加型金融商品及び２種類の普通株式に関する取扱い

参加型金融商品及び２種の普通株式が潜在的普通株式である場合、以下の方法のより希薄化効果の大きいものを反映する。

- （a）参加型金融商品及び２種の普通株式の行使又は転換を想定して、自己株式方式、転換仮定方式、条件付発行株式方式を適用する。
- （b）参加型金融商品及び２種の普通株式が行使又は転換されないことを想定して、２種方式を適用する。

以 上

¹SFAS 改訂案 A3 17b 参照。IAS 改訂案では、オプション、ワラント及びその同等物は損益を通じて公正価値で測定されるため、当該規定は定められていない。